

各種手当・助成

手当・助成制度

子育て費用の負担を軽減するための手当・助成制度を紹介します。

①児童手当

児童手当は、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを応援するという趣旨のもとに支給するものです。

児童手当を受給された方は、児童手当の趣旨に従って、子どもの将来を考え、有効に活用しましょう。

支給の対象 0歳から中学校修了前(15歳到達後最初の年度末)までの児童を養育している方。

※公務員の方は勤務先へ申請となります。

手当の月額 (児童一人あたり)

3歳未満 一律 15,000円

3歳以上小学校修了前 10,000円(第3子以降は15,000円)

中学生 一律 10,000円

※児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上、所得上限限度額未満の場合に特例給付として、月額一律5,000円を支給します。所得上限限度額以上の場合は支給されません。

手当の支給 年3回(6月、10月、2月)届出された口座に振り込みます。

問い合わせ先 茂原市役所子育て支援課 Tel.20-1573 Fax20-1610

②子ども医療費助成

助成対象のお子さんが医療機関に通院・入院した場合やお薬を受け取った場合に、保険診療の範囲内で医療費の自己負担金の全部または一部を助成しています。

助成の対象 0歳から中学校3年生までの子ども。

自己負担金 通院1回、入院1日につき300円、調剤は無料。ただし、住民税所得割非課税世帯は自己負担金の支払いはありません。

問い合わせ先 茂原市役所子育て支援課 Tel.20-1573 Fax20-1610

③高校生等医療費助成

高校生相当年齢のお子さんが、令和5年4月以降に医療機関に通院・入院した場合やお薬を受け取った場合に、保険診療の範囲内で医療費の自己負担金の全部または一部を助成しています。

※助成はすべて償還払いとなりますので、窓口にて申請が必要です。

助成の対象 15歳になった後の最初の4月1日から18歳になった日以降の最初の3月31日までの子ども。

自己負担金 通院1回、入院1日につき300円、調剤は無料。ただし、住民税所得割非課税世帯は自己負担金の支払いはありません。

問い合わせ先 茂原市役所子育て支援課 Tel.20-1573 Fax20-1610

④乳幼児家庭支援事業(おむつ用ゴミ袋無料配布)

市内在住の0歳から3歳未満のお子さんのいる家庭に対し、「出生届提出」、「1歳6か月健康診査」、「2歳児歯科健康診査」の際に、広域組合指定の20リットルゴミ袋を「おむつ用ゴミ袋」としてお子さん1人につき年間50枚を配布します。

問い合わせ先 茂原市役所子育て支援課 Tel.20-1573 Fax20-1610

⑤子育て応援チケット配布事業

出産のお祝いとして、「子育て応援チケット」を配布します。

第1子、第2子[5,000円]、第3子以降[10,000円]※取扱店舗で使用できます。

問い合わせ先 茂原市役所子育て支援課 Tel.20-1573 Fax20-1610

⑥妊婦健康診査費用助成制度

妊婦健康診査受診票を使用して受診した際に生じた自己負担額(保険外診療分)について、

1回につき2,000円を上限に助成します。

申請には妊婦健康診査受診時の領収書が必要となりますので、申請まで大切に保管してください。

問い合わせ先 茂原市役所健康管理課 Tel.20-1574 Fax20-1600

⑦就学援助制度

小中学校の就学費用の負担を軽減するための制度です。

支給の対象 所得額が認定基準を下回り、申請・審査の結果認定となった方です。

助成の内容 学用品費、通学用品費、新入学学用品費、校外活動費、修学旅行費、給食費、医療費(虫歯や結膜炎等に限る)、卒業アルバム代、オンライン学習通信費

問い合わせ先 茂原市役所学校教育課 Tel.20-1558 Fax20-1607

ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭に対して、子どもを育てながら自立した生活を送れるよう支援対策が設けられています。

①児童扶養手当

18歳に達する日以降、最初の3月31日までの児童を養育している母子家庭の母、父子家庭の父または母子父子家庭の母・父に代わってその児童を養育している方に支給されます。

※所得による制限があります。

②ひとり親家庭等医療費助成

母子家庭の母、父子家庭の父、養育者及びその児童が保険医療給付を受けた場合、医療費の自己負担金の全部または一部を助成しています。

※所得による制限があります。

③母子・父子寡婦福祉資金

母子家庭、寡婦の経済的自立を応援するため、貸付金の種類を定め、貸付を行っています。

④JR定期券の割引

児童扶養手当を受給している世帯に属する方が、JRの通勤用定期乗車券を購入する場合、料金が3割引になります。

⑤自立支援教育訓練給付金

母子家庭の母、父子家庭の父が就労のために教育訓練講座を受講した場合、受講料の一部を助成します。

※所得制限などがありますので、事前相談が必要です。

⑥高等職業訓練促進給付金

就職に有利な資格を取得し、生活の自立を目指すひとり親家庭の母親や父親を支援するため、就学中の生活費の一部を支給します。対象者は、児童扶養手当を受給しているか同様の所得水準の方で、対象資格は、看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士等です。

※所得制限などがありますので、事前相談が必要です。

問い合わせ先 茂原市役所子育て支援課 Tel.20-1573 Fax20-1610

